

## あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定に係る関係条文

### ●電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（電気通信設備の接続に関するあつせん）

#### 第百五十四条

- 1、2（略）
- 3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。
- 4～6（略）

（電気通信設備の接続に関する仲裁）

#### 第百五十五条

- 1、2（略）
- 3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。
- 4（略）

（準用）

#### 第百五十六条

- 前二条の規定は、電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定について準用する。（以下略）
- 2 前二条の規定は、卸電気通信役務の提供に関する契約について準用する。（以下略）

（その他の協定等に関するあつせん等）

#### 第百五十七条

電気通信事業者間において、電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要なものとして政令で定める協定又は契約（第三項において「協定等」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が同項の

規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 2 第一百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。（以下略）
- 3 電気通信事業者間において、協定等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

## 第一百五十七条の二

電気通信事業者と第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

- 2 第一百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第一百五十七条の二第三項」と読み替えるものとする。
- 3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

## ●電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

### 第二十七条の三十五

免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更

しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

- 2 電気通信事業法第一百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。（以下略）
- 3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。
- 4 電気通信事業法第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
- 5 （略）

## ●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

### 第百四十二条

有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者に限る。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信してする再放送に係る第十一条の同意（以下この節において単に「同意」という。）について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

- 2 電気通信事業法第一百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。（以下略）
- 3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。
- 4 電気通信事業法第一百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。
- 5 （略）

## ●電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）

（名簿の作成）

### 第七条

委員会は、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項並びに第一百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四百十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令※で定める。

※ 電気通信紛争処理委員会手続規則第2条

## ●電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第一百五十五号）（抄）

（名簿の記載事項）

### 第二条

令第七条第二項の総務省令で定める名簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴
- 三 任命及び任期満了の年月日